

子育て世帯への特別給付金のお知らせ

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

「ひとり親世帯」、「ひとり親世帯以外」のいずれかに該当する方が支給対象者となります。

○ひとり親世帯

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方）

※①に該当する方は申請不要です。

②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るものに限りです。

③令和5年3月分児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

※②、③に該当する方は申請が必要です。



○ひとり親世帯以外

①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者

※①に該当する方は申請不要です。

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）および令和5年4月以降令和6年2月29日までに生まれる新生児を養育する父母などで令和5年度分の住民税均等割が非課税である方または食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

※②に該当する方は申請が必要です。

○支給額 児童1人当たり一律5万円

○給付金の支給手続き

・公的年金を受給している方、高校生のみ養育している方、新生児を養育している方、家計が急変した方

⇒申請が必要です。申請書を用意していますので、福祉保健課窓口にお越しください

・上記以外の方

⇒申請不要で受け取ることができます

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

わたしたちの国民年金

お得です！付加保険料

国民年金の定額保険料は、月額1万6,520円です。定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」で算出されます。

例えば、10年間（120月）付加保険料を納めるともらえる付加年金の額は、年額2万4,000円（200円×120月）となります。この場合、将来年金を2年間もらうと4万8,000円となり、支払った保険料と同額となるため、3年目以降はお得になります。

付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料の納付が必要です。

なお、国民年金基金（上乘せ年金）に加入している方は、付加保険料は納められません。

加入の手続きは、町民課戸籍年金係（☎47-2203）へお問い合わせください。

付加保険料納付額と受取額の例		
10年間（120か月）加入した場合 （納付額＝400円×120か月＝48,000円）		
受取1年目	200円×120か月＝24,000円	48,000円
受取2年目	200円×120か月＝24,000円	
受取3年目	200円×120か月＝24,000円	
↓	↓	↓3年目から
↓	↓	↓お得に
20年間（240か月）加入した場合 （納付額＝400円×240か月＝96,000円）		
受取1年目	200円×240か月＝48,000円	96,000円
受取2年目	200円×240か月＝48,000円	
受取3年目	200円×240か月＝48,000円	
↓	↓	↓3年目から
↓	↓	↓お得に

保険料納付は便利な口座振替で

国民健康保険税のお知らせ

○税率および課税限度額の改正

令和5年度から次のとおり改正しました。

令和5年度国民健康保険税の税率および課税限度額

区分	医療給付費分保険税 （75歳未満の方全員）	後期高齢者支援金分保険税 （75歳未満の方全員）	介護納付金分保険税 （40歳以上～65歳未満の方）
所得割	6.1%	1.9%	1.0%
資産割	4%	6%	1%
均等割 （個人割）	1人当たり 年間29,000円	1人当たり 年間4,000円	1人当たり 年間7,000円
平等割 （世帯割）	1世帯当たり 年間26,000円	1世帯当たり 年間3,000円	1世帯当たり 年間4,000円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

○軽減基準

個人所得課税の見直しに伴い、低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割、平等割の7割・5割・2割軽減の基準は次のとおりです。

軽減割合	前年中の世帯所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得金額が43万円＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下
5割軽減	所得金額が43万円＋29万円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下
2割軽減	所得金額が43万円＋53万5,000円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方です。（世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではありません）

○子育て世帯の軽減

子育て世帯の負担軽減を図るため、国保に加入している未就学（小学校入学前）児に係る均等割額が5割軽減されます。

未就学児1人当たりの均等割額

区分	変更前	変更後
医療給付費分保険税	29,000円	14,500円
後期高齢者支援金分保険税	4,000円	2,000円

※令和5年度は平成29年4月2日以降に生まれた方が対象です。

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係（☎47-2193 役場1階 窓口1番）